

公売公告「その他」欄の記載事項

- 1 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。
- 3 入札形式による入札の場合、一度行った入札は、変更又は取消しはできません。なお、せり売り形式による入札は、入札期間中は何度でも入札できます。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し売却決定を行います。
- 5 入札形式による入札において、最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。なお、せり売り形式による入札において、自動入札システムでは、2人以上が同額の入札価額を設定した場合、先に設定した入札者を最高価申込者として決定します。
- 6 入札形式による入札において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。
- 7 公売財産に係る町税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
- 8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 9 町は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 10 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、下記11の期限までに登録免許税法に定める登録免許税額を納付したことを証する領収証書の提出又は当該登録免許税額分の現金を持参並びに指定する口座へ振り込む必要があります。また、買受人が権利移転の手続を行う必要があるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要があるものも下記11の期限までに完了してください。
- 11 上記10については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」と共に〇年〇月〇日までに提出してください。
- 12 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 13 公売財産が土地の場合は、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 14 公売公告の内容は、会津美里町役場〇〇課で閲覧することができます。
- 15 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 16 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合執行機関は何ら補償しません。
- 17 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。